

事業主の皆様へ

平成30年度「中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」(島根労働局委託事業)

12月テーマ

働き方改革推進支援セミナー

本年度最終セミナー



6月29日
働き方改革
関連法成立

重要!!
法説明!

備えよう!!「働き方改革」!!

～2019年4月1日から「働き方改革関連法」が順次施行されます～



**時間外労働の上限規制導入!!
罰則付き!?**

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、短月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。



**来年4月から年次有給休暇の
確実な取得が必要!!罰則も!**

使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。



不合理な待遇差の禁止!!

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規労働者(パートタイム労働者、有期雇用労働者)の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

いったい、どうすれば???

【島根働き方改革推進支援センター】は、
・「非正規雇用労働者の処遇改善」
・「時間外労働の上限規制への対応について」
・「労働関係助成金等の活用について」など、
人材の定着確保・育成に効果的な労務管理に関する技術的な相談など総合的な支援を行います。



対策は進んでいますか?
是非、ご参加ください!!
無料個別訪問も行います。



派遣専門家

開催要項

〔江津会場〕(定員30名)

日時：平成30年 12月17日(月) 10:00～12:00

場所：江津商工会議所 江津市嘉久志町2306-4

講師(派遣専門家)

齋藤 裕之 氏(社会保険労務士/行政書士)

参加
無料!

講演終了後、個別相談会を開催します
働き方改革に関する相談に社会保険労務士
が対応します!

主催：一般社団法人島根県経営者協会 共催：江津商工会議所
後援：島根県商工会議所連合会 島根県商工会連合会 島根県中小企業団体中央会 公益財団法人しまね産業振興財団
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部

◆◆◆内容についてのお問合せ◆◆◆

島根働き方改革推進支援センター(フリーダイヤル)0120-103-622(山田・森脇)(一社)島根県経営者協会内

◆◆◆お申込み方法◆◆◆

下記「参加申込書」に所要事項をご記入の上、FAXでお申込ください。

江津商工会議所 TEL 0855-52-2268

FAX 0855-52-1369 (総務課)



受付

参加申込書

事業所名	電話
	() -
氏名	

個別相談

希望する